



平成25年9月
評価事業部国際課

韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ追補資料 「大学機関別評価認証ハンドブック2013」について

2013年4月、韓国大学教育協議会の大学評価院（K U A I）は、2013年度版の「大学機関別評価認証ハンドブック」（Handbook on University Institutional Accreditation in Korea 2013）英文版¹を公開した。前年度版（2012年度）の英文版からの主な改定ポイントとして、次の4点が挙げられる。

- 2014年より評価の結果は、政府による大学への行政・財政支援に活用されることとなる旨が付け加えられている。
- 評価の基本方針・特徴がより丁寧に説明されており、新たに評価の目的が示されている。
- 評価プロセスの各段階の説明が新たに加わり、特に、自己評価書の作成手順や訪問調査のモデルスケジュールの詳細が示されている。
- 評価基準については、構成・内容自体に特段の変更はないが、各評価項目（Evaluation Criteria）の説明文が付け加えられている。

本資料は、大学評価・学位授与機構が2012年11月に刊行した「韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ」の追補編として、評価の基本方針や基準にかかる部分を中心に、「大学機関別評価認証ハンドブック2013」の主な変更点をまとめたものである。

※下記枠内の略語

「ハンドブック 2012」： 「韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ」の「大学機関別評価認証ハンドブック2012」（日本語）

「ハンドブック 2013」： 「大学機関別評価認証ハンドブック2013」（英文原典）

<主な変更部分について>

●機関別評価認証制の導入について

「ハンドブック 2013」英文版には新たに、高等教育法第11条の2第4項に基づき、2014年より大学の評価認証の結果は、政府による大学への行政・財政支援に活用されることとなる旨が付け加えられた。

※「ハンドブック 2012」対応箇所：p.4 | 「ハンドブック 2013」対応箇所：p.7

●評価の基本方針・目的について

K U A I の行う大学機関別評価認証の基本方針について詳述されるとともに、目的の説明が新たに加わった。また、大学機関別評価認証の特徴についても項目の数や順番が変更された。内容は次のとおりである。

※「ハンドブック 2012」対応箇所：pp.6-7 | 「ハンドブック 2013」対応箇所：pp.8-9

¹ 同ハンドブックの原文は、K U A I ウェブサイトを参照のこと。
<http://aims.kcue.or.kr/eng/sub03/documents/documentsList.do>



基本方針

- 大学の教育成果としての学生の学習成果の重視
 - 国際通用性について、国境を越えた学生の交流と単位互換を通じて考慮する。
 - 学生への教育内容と学習環境の質を重視する。
- 大学の自律的な特色化の追求
 - 客観的な評価項目に基づく評価により、画一化ではなく特色化を促す。
 - 各機関の特徴を鑑み、最低基準を満たしているかどうかの判断の他に、優良事例（模範事例）を選定する。
- 質の保証・向上
 - 大学の質を基本的に保証できるかを最優先とする。
 - 継続的な質の向上のための、自発的な評価体制づくりを支援する。
- 最低基準の充足による、大学に対する社会からの信頼の獲得
 - 認証では最低限の基準を満たしているかをみる。
 - 評価結果の公表により、大学教育の質を証明する。

目的

- 大学の教育の質を保証する。
- 大学の自律性拡大に伴い、大学の社会責任を強化する。
- 社会が大学教育の質について知る権利を満たす。
- 評価システムの国際通用性を高める。

特徴

- 大学の特色の反映
 - それぞれの大学の特色、大学発展及び個性化に関する計画に応じて、各評価分野（Evaluation Area）・評価領域（Evaluation Category）を満たしているかを判断するための評価項目（Evaluation criteria）を変更もしくは追加することができる。
- ※ 大学が通常の評価項目の変更もしくは追加を希望する場合は、事前にK C U E大学評価院と協議し、変更もしくは追加の必要性を示す書類を提出しなければならない。
- 評価結果の積極的な活用
 - 模範大学を選定することによって、当該大学を奨励するとともに、ベンチマーキング情報の共有を図る。
 - 評価結果は、教育力量強化事業や学資金貸出等、政府の行財政事業の場面で活用される。
- 教育の質を重視した仕組み
 - 評価は、「機関別評価認証制」の本来の意義と目的にかなうものであり、大学の質保証に対して判断を下す。
- 評価にかかる大学側の負担を軽減（評価において、大学が持つ既存のデータや大学が隔年で作成する自己評価報告書等のエビデンスを活用）



- 大学を中心に据えた評価：評価認証の本来の目的に焦点を置いた評価
- 報告書作成を最小化（paperless）する評価：自己評価報告書は可能な限り簡潔に記述するよう指導
- 典拠データ中心の評価：大学の既存のデータやウェブサイト上の内容、自己評価報告書等、既存の情報を用い、妥当性を向上

●評価のプロセスについて

K U A I の行う大学機関別評価認証のプロセス自体は特段の改正はないが、「ハンドブック 2013」英文版には、各段階の詳細説明がまとめられた。

※「ハンドブック 2012」対応箇所：pp.8-12 | 「ハンドブック 2013」対応箇所：pp.12-26

●評価基準の各項目について

評価基準の構成自体は、特段の変更はなく、「6つの評価領域、17の評価分野、54の評価項目（うち、6つの必須評価項目）」となっている。「ハンドブック 2013」英文版には、新たに各評価項目に説明文が付け加えられた。改定された評価基準は次のとおりである。

※「ハンドブック 2012」対応箇所：pp.22-23 | 「ハンドブック 2013」対応箇所：pp.28-34

表：評価領域・評価分野・評価項目

評価領域 (Evaluation Categories)	評価分野 (Evaluation Areas)	評価項目 (Evaluation Criteria) [※] (※網掛け部分は、【必須評価項目】(key criteria))
1. 大学の使命及び発展計画	1.1 大学の使命及び教育の目標	1.1.1 教育の目標 - 教育の目的の達成に向けた、明確な目標を定めている。
	1.2 発展及び個性化のための計画	1.2.1 発展及び個性化計画の策定 - 大学の発展のための長期的・短期的及び個性化計画は、大学構成メンバーによる検討がなされている。
		1.2.2 発展及び個性化の計画の評価 - 大学の長期的・短期的な発展計画及び個性化計画の実績評価の仕組みが構築されており、定期的な評価を通じた結果が大学運営に反映されている。



	1.3 自己評価	1.3.1 自己評価の実施 - 教育・大学運営に対する自己評価を定期的に実施し、社会に公表するとともに、適切に結果を活用している。
2. 教育※ (※今回の改定で、「2. 教育」「3. 大学構成員」の順序に変更。2012年までは、「2. 教職員及び学生」「3. 教育」だった。)	2.1 教育課程	2.1.1 教育課程及び教育目標 - 教育課程の方針及び編成は、教育の目標の達成に適している。
		2.1.2 教養教育課程の編成・運営 - 教養教育課程には、学問的・社会的ニーズや大学の視点がとり入れられ、多彩に編成・提供されている。
		2.1.3 専攻教育課程の編成・運営 - 専攻教育課程には卒業までに身につける学生のキャリア（力量）開発の視点がとり入れられ多彩に編成・運営されている。
		2.1.4 実験・実習・実技教育 - 専攻教育課程の授業において、教育の目的の達成のみならず、実務で応用できるよう、実験・実習・実が適切に活用されている。
		2.1.5 産業界・社会のニーズに基づく教育課程 - 産業界・社会が求める学生能力を高めるよう教育課程が編成運営されている。
		2.1.6 国内外の大学との単位互換 - 国内及び外国大学との単位互換の実施により、多様な学習の選択肢を学生に提供するとともに、授業運営の柔軟性を高めている。
		2.1.7 教育課程委員会の組織・運営 - 教育課程の競争性を高めるために、教育課程委員会が組織・運営されている。



	2.2 教授・学習	2.2.1 授業規模 - 学習の効率性を確保するため、授業は適切な規模に管理されている。
		2.2.2 教授・学習の改善のための組織・資金投入 - 教授・学習の改善のための組織を作り、専門家を配置し、資金を投入している。
		2.2.3 教授・学習の向上のための取組み - 教授・学習における優秀事例／教授法の改善／全体的な授業改善の取組みより、教授・学習の質向上に努めている。
	2.3 学務管理	2.3.1 学務管理の方針 - 学務管理に関する適切な方針が定められている。
		2.3.2 成績管理 - 成績管理は厳格である。
		2.3.3 授業評価 - 適切な調査項目及び方法で授業評価が実施され、学生の教育の質向上のために結果が活用されている。
		2.3.4 成績優秀者・不振者の管理 - 学生の成績管理が適切になされており、成績が優秀な学生への奨励、不振な学生への指導・管理が行われている。
	2.4 学生の成果※ (※2012年評価認証では「教育実績」(Academic Performance))	2.4.1 卒業生就職率 - 卒業生の就職率が適正水準以上に保たれている。
		2.4.2 学生の教育満足度 - 学生の教育満足度の向上のため、学生の声が反映されている。



3. 大学構成員※ (※今回の改定で、「2. 教育」「3. 大学構成員」の順序に変更。2012 年までは、「2. 教職員及び学生」「3. 教育」だった。)	3.1 教員	3.1.1 専任教員の定員 - 教育及び学生支援のため、資格のある専任教員の比率は、KUAL が定める最低要件※を満たしている。 (※「ハンドブック 2012」p.20 参照)
		3.1.2 教員採用のプロセス・方法 - 適切なプロセス・方法により、質の高い教員を採用している。
		3.1.3 非専任教員の活用 - 教育及び学生管理のため、非専任教員が適切に活用されている。
		3.1.4 教員業績評価制度の運営 - 教員業績評価制度が実施されており、評価結果は適切かつ効果的に大学運営に活用されている。
		3.1.5 教員の教育研究に対する支援 - 行政・財政・物理的観点から、教員の教育研究に対して十分な支援を行っている。
		3.1.6 非常勤教員の処遇及び福利厚生 - 非常勤教員の円滑な教育活動を支援するため、それに見合った報酬及び福利厚生を提供するなど適切な待遇をとっている。
		3.1.7 教員の研究業績及び研究費 - 教員は、大学の目的・特性に応じて、一定水準以上の研究成果をあげている。
		3.1.8 地域社会・産業界における知識・技術の貢献 - 知識・技術が、適切に地域社会や産業界に還元されている。
	3.2 職員	3.2.1 職員の規模 - 教育の目標達成のため適正規模の職員が確保されている。
		3.2.2 職員人事制度の運営 - 職員人事制度が効率的かつ適切に運用されている。



		<p>3.2.3 職員の専門性の開発及び福利厚生</p> <ul style="list-style-type: none">- 専門性開発のためのプログラム及び福利厚生が職員に提供されている。
	3.3 学生	<p>3.3.1 入学者選抜のプロセス・方法</p> <ul style="list-style-type: none">- 国の学生選抜政策及び大学の教育目標に基づいて、正当な入学者選抜のプロセス・方法がとられている。
		<p>3.3.2 新入生の入学定員充足率</p> <ul style="list-style-type: none">- 新入生の入学定員充足率は、KUALの定める最低要件※以上を保っている。 (※「ハンドブック 2012」p.20 参照)
		<p>3.3.3 定員内の在学生充足率</p> <ul style="list-style-type: none">- 定員内の在学生充足率は、KUALの定める最低要件※以上を保っている。 (※「ハンドブック 2012」p.20 参照)
		<p>3.3.4 学生相談体制の整備・運営</p> <ul style="list-style-type: none">- 学生相談体制を整備し、適切に運営されている（内容：学生生活／学習／進路に関する相談）。
4. 施設	4.1 基本的な施設	<p>4.1.1 校舎確保の状況</p> <ul style="list-style-type: none">- KUALの定める最低要件※以上の校舎を確保している。 (※「ハンドブック 2012」p.20 参照)
		<p>4.1.2 教室確保の状況</p> <ul style="list-style-type: none">- 十分な数の教室が確保されており、円滑な教育活動が行われるよう学習環境が維持されている。
		<p>4.1.3 実験・実習室の確保の状況</p> <ul style="list-style-type: none">- 実験・実習室が適切な数が確保されており、実験・実習に適した環境が整備されるとともに、安全管理がなされている。



		4.1.4 実験・実習の設備 - 円滑な実験・実習が可能な十分な設備（機資材）を備えている。
	4.2 教育支援施設	4.2.1 寄宿舍の確保現況 - 学生用住居として、十分な数の学生寮を持っており、その質も維持されている。
		4.2.2 学生向け福利厚生施設 - 学生向けの福利厚生施設が確保され、体系的に管理運営がなされている。
		4.2.3 しょうがいのある学生に対する支援 - しょうがいのある学生が学習に支障を受けないよう、施設にバリアフリー化がはかられている。
	4.3 図書館	4.3.1 大学図書館の運営 - 大学図書館は、研究及び教育に必要なデータ購入予算と専門職員を確保し、運営されている。
5. 財政及び経営	5.1 財源確保	5.1.1 財政計画 - 安定的な財政状況・効率的な大学運営のため、適切に財政計画が立てられ、遂行されている。
		5.1.2 歳入のうち授業料の比率 - 歳入のうち授業料の比率は大学の特徴を踏まえて適切である。
		5.1.3 収益性のある資産及び収益率（私立大学のみ該当） - 収益性のある資産が一定の水準以上確保され、その収益率が維持されている。
		5.1.4-1 歳入のうち寄付金の比率（国公立大学のみ該当） - 一定の水準以上の寄付金が確保されている。



		<p>5.1.4-2 歳入のうち法人移転金の比率（私立大学のみ該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 歳入のうち他法人からの移転収入比率が一定の水準以上確保されている。
	5.2 予算編成及び執行	<p>5.2.1 予算編成手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予算編成は合理的な手続きにより行われている。 <p>5.2.2 教育費の還元率(授業料対比教育支出の比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育の質向上のため、教育費の還元率は、KUAL の定める最低要件※以上保たれている。 (※「ハンドブック 2012」p.20 参照) <p>5.2.3 授業料対比奨学金の比率</p> <ul style="list-style-type: none"> - 学生の学習を奨励し、学業に専念できるよう、KUAL の定める最低要件※以上の授業料対比奨学金の比率が保たれている。 (※「ハンドブック 2012」p.20 参照)
	5.3 監査	<p>5.3.1 監査制度</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予算編成・執行、及び大学経営に対する監査の計画が立てられ、管理されている。 <p>5.3.2 監査結果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> - 監査結果は、大学運営に適切に活用されているとともに、結果は公表されている。
6. 社会貢献	6.1 社会貢献	<p>6.1.1 社会貢献活動の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> - 大学の特色を鑑み、大学の社会貢献活動（奉仕活動）の方針が適切に立てられている。 <p>6.1.2 社会貢献活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> - 機関レベル（大学構成員）の社会貢献活動（奉仕活動）への参加を促進する支援が適切になされている。
計 6 領域	計 17 分野	計 54 項目 (6 つの【必須評価項目】を含む)



●模範大学の選定指針について

KUAIは、評価において、評点方法とともに、他大学の模範となるような優秀な大学を選定するための指針を定めており、この指針に従って、優秀大学例（ベストプラクティス）を選定しKUAIのウェブサイト上で公表している。「ハンドブック 2013」には、選定指針がより具体的に記述されている。その内容は次のとおりである。

※「ハンドブック 2012」対応箇所：p.19 | 「ハンドブック 2013」対応箇所：p.41

優秀大学例は、「大学機関別評価認証」における評価分野（Evaluation Areas）の範囲内において、以下の選定指針に従って選定される。

- ① 国内の上位 10%の大学の平均水準を超えていること、もしくは、世界の大学の上位 200 位以内に含まれている場合。
- ② 大学が自力で教育プログラム、機関／研究所、施設を開発・整備し、具体的な成果をあげている場合。
- ③ 大学の強みを最大限に高め、弱みを補完するための具体的な規則やガイドラインを策定している場合。
- ④ 環境の変化に対して、大学のブランド・バリューの確立に向けて、未来志向のアクションをとっている場合。
- ⑤ 大学の発展のための当初の目標を超過達成した事例が多数あり、持続的な成果管理体制が明確に整えられている場合。

以上